様式第８（第６条関係）

所　持　届　出　書

年　　月　　日

経済産業大臣　　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　　印
住所

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第１４条の規定により次のとおり届け出ます。

許可番号又は輸入貿易管理規則（昭和二十四年日通商産業省令第七十七号）における承認番号	
所持することとなったクラスター弾等の型式及びその数量	
所持の目的	
所持の方法	
所持の開始及び終了予定年月日	
所持する間保管する場所	
所持するクラスター弾等の入手元	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　許可番号は、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第５条第１項の許可を受けた際に経済産業大臣より付与されたものを記載すること。

様式第９（第９条関係）

（表　面）

第　　号

クラスター弾等の製造及び所持の規制等に関する法律第１７条第２項の規定による立入検査証

写真　　押出スタンプ

官職及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

発　行　者　　印

（裏　面）

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律抜すい

（立入検査）
第１７条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可所持者、承認輸入者又は廃棄等義務者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第２５条　次の各号の一に該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。
五　第１７条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。